

教 政 第 2 8 6 号
平成 2 9 年 6 月 3 0 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁教育部長 佐 藤 寛

平成 2 9 年 夏 の 交 通 安 全 運 動 の 実 施 に つ い て (通 知)

このことについて、道、道教育委員会、道警察ほか関係機関の連携の下、別添の実施要綱に基づき、7月11日(火)から7月20日(木)までの10日間、夏の交通安全運動を展開し、飲酒運転や居眠りなどの観光・レジャー型の交通事故防止、子どもと高齢者の交通事故防止等を重点とした取組を推進することとしています。

また、7月13日(木)は、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」(平成27年北海道条例第53号)に定める「飲酒運転根絶の日」であり、道及び道民が一体となって、飲酒運転を根絶するためのイベント等が実施される予定です。

つきましては、これらの運動の趣旨を踏まえ、次により児童生徒の交通安全教育を推進するとともに、所属職員への指導の徹底をお願いします。

記

1. 各学校において、児童生徒の発達の段階に応じた交通安全教育を実施すること。
2. 所属職員が、交通法規を遵守し、安全運転に徹するよう、指導すること。
3. 飲酒運転は絶対に行わないよう、所属職員への指導を徹底すること。
4. 飲酒運転防止に関し、道教委では、別添写しのとおり北海道PTA連合会に依頼しているため、各学校においても、PTAとの連携を図るなどして、地域における交通事故の防止や飲酒運転の根絶に向けた積極的な取組を展開されたいこと。

(総務政策局教育政策課政策企画グループ)
(総務政策局教職員課サービス管理グループ)
(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)
(学校教育局義務教育課義務教育グループ)
(学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)
(学校教育局健康・体育課学校保健・体育グループ)
(学校教育局参事(生徒指導・学校安全)生徒指導・学校安全グループ)



教 生 第 300 号
平成 29 年 6 月 6 日

北海道 P T A 連合会長 様

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課長

北海道飲酒運転の根絶に関する条例及び基本方針について（依頼）

北海道の生涯学習・社会教育の推進につきましては、日頃から、特段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、道では「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」（平成 27 年北海道条例第 53 号）第 11 条第 1 項に基づき、「北海道飲酒運転の根絶に関する基本方針」（平成 28 年 6 月）を策定し、様々な取組を実施しているところですが、一般道民による飲酒運転に起因する交通死亡事故が増加している状況です。

道教委生涯学習課としましては、悲惨な交通事故等から子どもたちを守るため、北海道 P T A 連合会をはじめとする社会教育団体と連携し、一体となって交通事故や飲酒運転の根絶を目指してまいりたいと考えておりますので、貴機関におかれましては、保護者を対象とした各種研修会等において、交通事故の防止や飲酒運転の根絶に向けた啓発等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

社会教育・読書推進グループ

主幹 松井 晃之

電話 011-231-4111（内線 35-504）